

件 名	亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	選挙管理委員会 事 務 局
-----	---	------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第194号。以下「改正令」といいます。）により公職選挙法施行令が改正され、改正令の施行日以後その期日を公示され、又は告示される衆議院議員及び参議院議員の選挙から、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額（以下「限度額」といいます。）が引き上げられました。

このことから、改正令による限度額の改定に準じ、亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における限度額を改定するため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 選挙運動用ビラの作成に係る限度額を引き上げることとします。

< 第2条及び第6条関係 >

	現行	改正後
選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価	7円30銭	7円51銭

(2) 選挙運動用自動車の使用に係る限度額を引き上げることとします。

< 第4条関係 >

	現行	改正後
選挙運動用自動車の借入れ (使用された各日につき)	15,300円	15,800円
選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(1日当たり)	7,350円	7,560円

(3) 選挙運動用ポスターの作成に係る限度額を引き上げることとします。

< 第5条関係 >

	現行	改正後
選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価	$(510円48銭 \times \text{掲示場の数} + 301,875円) \div \text{掲示場の数}$	$(525円6銭 \times \text{掲示場の数} + 310,500円) \div \text{掲示場の数}$

3 その他

施行日は、公布の日とします。

亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年9月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第25号

亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成17年亀山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

第4条第1項第2号ア中「1万5,300円」を「1万5,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第5条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「30万1,875円」を「31万500円」に改める。

第6条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。